

大阪広域水道企業団職員の単身赴任手当に関する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 大阪府人事委員会勧告を踏まえ、単身赴任手当の加算額について改正を行います。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行します。